

1 議事日程（第3日）

（令和2年第2回有田川町議会定例会）

令和2年6月23日

午前9時40分開議

於 議 場

日程第1 発委第3号 有田地域の医療の充実を求める意見書の提出について

日程第2 請願の審査報告について（請願第1号）

追加日程第1 発委第4号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書の提出について

日程第3 依頼の審査報告について（依頼第1号）

追加日程第2 発委第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

日程第4 報告第25号 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について

日程第5 議案第41号 有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第42号 有田川町長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第7 議案第43号 有田川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第8 議案第44号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第45号 金屋町立小学校施設整備資金基金条例を廃止する条例の制定について

日程第10 議案第46号 有田川町辺地総合整備計画の変更について

日程第11 議案第47号 令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（建築）の請負契約について

日程第12 議案第48号 令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（電気設備）の請負契約について

日程第13 議案第49号 令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（機械設備）の請負契約について

日程第14 議案第50号 有田川町道路線の認定について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第16 常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第17 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第18 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番 堀江 眞智子

2番 増谷 憲

3番 椿原 竜二

4番 中島 詳裕

5番 星田 仁志

6番 片畑 進之

7番 谷 畑 進
9番 林 宣 男
11番 佐々木 裕 哲
13番 森 谷 信 哉
16番 亀 井 次 男

8番 小 林 英 世
10番 殿 井 堯
12番 岡 省 吾
14番 新 家 弘

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

15番 湊 正 剛

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番 中 島 詳 裕

12番 岡 省 吾

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	山 田 展 生	福祉保健部長	前久保 眞 次
総務政策部長	一ツ田 友 也	消 防 長	中 裕 準
産業振興部長	森 田 栄 一	建設環境部長	鈴 木 幸 敏
総 務 課 長	新 田 耕 作	財 務 課 長	中 屋 正 也
企画調整課長	細 野 正 人	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井 上 光 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 竹 中 幸 生 書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開議 9時40分

○議長（森谷信哉）

改めまして、おはようございます。

15番、湊正剛君から欠席の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 発委第3号……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、発委第3号、有田地域の医療の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、提出者、議会運営委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

ただいま議長の許可を得ましたので、発委第3号、有田地域の医療の充実を求める意見書の提出について、提案理由の御説明を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました、意見書案の朗読をもって提案理由の説明とかえさせていただきます。

有田地域の医療の充実を求める意見書。令和元年9月26日、厚生労働省は公立・公的病院の病床数の削減を踏まえた議論の促進を視野にいれ、424病院に統廃合を含め、再編の検討を求めるため病院名を公表した。和歌山県は第7次和歌山県保健医療計画で、県下各圏域において、基準となる必要病床数を示しており、軒並み削減となっている。

また、本年3月末には有田市立病院の産科医が退職し常勤の産科医が再び不在となり多くの住民は不安を感じている。

有田圏域の医療の中核となる役割を担っている公立病院や公的病院における医師確保や施設充実は、地域医療を支える上で不可欠なことである。地域で安心して出産や育児ができるとともに、近く発生が予想されている南海トラフ地震をはじめとする災害や今回の新型コロナウイルスの事例からも、緊急事態への対応や安心して医療サービスが受けられる環境を切に願うところである。よって下記事項を強く要望する。

記、1、現在有田圏域で出産できるのは有田川町の個人クリニック1院のみであり、多くの方は和歌山市等遠隔地に頼らざるを得ない状況であることから、有田市立病院に産科医を適切に配置するとともに、有田圏域の公立・公的病院において地域に不足する医療が早急に解消されるよう適切な措置を講じていただき、有田地域の实情に応じた医療体制の確立を強く求める。

2、地震や津波、風水害など有田市立病院が被災した場合でも災害時の拠点病院としての役割が果たせるように和歌山県立こころの医療センターの充実と活用を求めるとともに障害者等災害弱者のために福祉避難所としての活用も合わせて求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年6月23日、有田川町議会。なお、意見書の提出先は和歌山県知事であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたく、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（森谷信哉）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

今、委員長報告がございましたが、この案文なんですけども、記1、2ですが、もともと議長宛てに提案された請願の中身によりますと、2つの項目がありました。2

つの項目に県内で唯一、高度医療病院のない有田郡内の医療の充実をとということが盛り込んでおりました。ところが、今回の意見書の中には入っていないんですが、聞くところによると、1の有田地域の実情に応じた医療体制の確立を強く求めると、この中に含まれているということで、確認させてください。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

今、増谷議員が述べられたとおりでございます。

○議長（森谷信哉）

よろしいですか。

質疑、ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

……………日程第2 請願の審査報告について（請願第1号）……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、請願の審査報告について（請願第1号）を議題といたします。

請願第1号として、日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書を提出する請願書が本定例会、第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。この件について委員長から審査の結果、経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、総務文教福祉常任委員会の審査結果報告を行います。

請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書を提

出する請願書が、本定例会第1日目において当委員会に付託されておりました。去る6月11日に委員会を開き、請願の趣旨、内容等について紹介議員の説明を受け、慎重に審査をいたしました。その結果、全員が賛成し、採択すべきものと決定しました。

十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採決です。この請願を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 9時52分

再開 9時55分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教福祉常任委員長から発委第4号、核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

発委第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

た。

……………追加日程第1 発委第4号……………

追加日程第1、発委第4号、核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者である、総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

発委第4号、核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって、提案理由の説明にかえさせていただきます。

核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）。2017年7月7日、国連において核兵器禁止条約が賛成多数で採択され、条約前文にあるとおり「あらゆる核兵器の使用から生ずる壊滅的で非人道的な結末を深く憂慮し」「核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法として、核兵器を完全に廃絶することが必要である」との認識の下、条約への署名は81か国、批准は36か国と世界中に広がりを見せている。

この条約には、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、占有、貯蔵、移譲、受領、使用または使用するとの威嚇など、あらゆる活動を行わないことを約束し、また、自国での義務を履行するために立法その他の措置を行うことが明記されている。

日本政府は、これまでも大量破壊兵器や非人道的兵器の廃絶に取り組まれてきたが、核兵器を取り巻く状況が世界的に揺らいでいる現状において、唯一の被爆国である日本政府が率先してこの条約に署名し、批准を行うことが核保有国と非保有国との橋渡しとして、国際社会の分断と核廃絶への機運を高め、ひいては日本政府の信頼性を向上させる契機になるものと確信する。

よって、本議会は有田川町民及び日本国民の核廃絶への願いを実現するため核兵器禁止条約への署名と批准を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年6月23日、和歌山県有田川町議会。

なお、意見書提出先は、内閣総理大臣、外務大臣であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたく、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森谷信哉）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

……………日程第3 依頼の審査結果について……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、依頼の審査結果について（依頼第1号）を議題とします。

依頼第1号としては、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてが、本定例会第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の結果、経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、総務文教福祉常任委員会の審査結果報告を行います。依頼第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての依頼が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されておりました。去る6月11日に委員会を開き、依頼の主旨、内容等について慎重に審査をいたしました。その結果、全員が賛成し、採択すべきものと決定しました。

十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この依頼に対する委員長報告は採決です。この依頼を委員長報告のとおり、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。そのままお待ちください。局長の方から資料の配付をしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 10時2分

再開 10時3分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教福祉常任委員会委員長から発委第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

発委第5号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

……………追加日程第2 発委第5号……………

追加日程第2、発委第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案者である、総務文教福祉常任委員会委員長に、提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

発委第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など

一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、本議会は新たな過疎対策法の制定を強く要望するとともに、現行法第33条に規定する「みなし過疎」及び「一部過疎」を含めた過疎地域を継続して指定対象とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年6月23日、和歌山県有田川町議会。

なお、意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、自由民主党幹事長、自由民主党参議院幹事長であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたく、よろしくお願ひ申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森谷信哉）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

局長、これね、先ほどの核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書を出してほしいと、今度、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を依頼されている。これで、先ほども、この2案は総務文教福祉常任委員会へ付託されて、全会一致で採択されているのに、これやったら全然分からん。提出者だけっていうことになっているんで、こ

ういう形で全員が賛成したら、どういう形になったらなるんやって、その説明をしていただかなんたら、担当者なしで、本会議で一発勝負かけているような取りようになってくるん。やっぱり委員会で、先ほどの核兵器の問題も、この過疎の問題も、両方ともいろいろ審議して、委員会、全会一致で通過してきたっていうことが分かるような形で作成をお願いしたいと。その点について、どうですか。

○議長（森谷信哉）

議会事務局長、竹中幸生君。

○議会事務局長（竹中幸生）

亀井議員のおっしゃるとおり、委員会での審査の結果の担当委員を明記するよう検討して行きたいと思います。

○議長（森谷信哉）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

議長、今後、きちっと、やっぱり本会議に出すときに、みんなが分かって、きちっと筋の通るような運営の仕方っていうのを出してよ。

○議長（森谷信哉）

はい、了解いたしました。次から努力したいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

……………日程第4 報告第25号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、報告第25号、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

これは報告だけやけど、産業建設住民常任委員会も言ってくれたんで、産業建設住民常任委員長の御意見があれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

7番、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員会委員長（谷畑 進）

報告します。去る6月9日、午前中に、ふるさと開発公社の理事長に来ていただき、産業振興部長と課長と、理事長に説明を受け、今年はコロナウイルスでかなり店を閉めるという、えらいことになっていますが、ネット販売から電話での勧誘をこれから一生懸命始めて、前向きに別収入を得るような事業を展開して、黒字経営を目指しているということで、委員会も全員で応援し、また利用していこうやないかということで報告を受けました。今後もふるさと開発公社の運営を見守って、しっかり応援していきたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第5 議案第41号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第41号、有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第42号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第42号、有田川町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第43号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第43号、有田川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原です。

議長のお許しを頂きましたので、討論をさせていただきます。

今回の議案第43号、有田川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、私は反対の立場から討論をさせていただきます。これは新型コロナウイルス緊急経済

対策のため、町独自の経済対策を実施するに当たり、財源を確保するため、有田川町職員、部長級の給与を10%を削減するという議案であります。今回の新型コロナウイルス感染症対策の対応、町職員の方々にはスピード感を持って、住民の痛みや不安にしっかりと寄り添いながら、全力で取り組んでいただけたことに敬意を表しますとともに、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

そういった職員の方々が、困っている住民のため朝早くから遅い時間まで、また休日も返上しながら職務に努めてくださった職員の方々を見てきた私には到底賛成できるものではありません。よって本議案に反対させていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

8番、小林です。

賛成の立場から討論に参加させていただきます。

今、反対の討論を聞かせていただいたんですけども、確かに職員の方がどんだけ頑張っているかっていうのを私も共感できますし、そのとおりだと思います。ただ、このコロナがどのくらい我々にダメージを与えるかっていうのは、現在、まだ分かっていません。刻々と状況が変わる中で、やっぱり町の職員の方々が町長を筆頭にこのコロナに、この非常事態に全力で立ち向かうんだという意思を全面に出された結果だと思います。

島根県の沖合に隠岐の島という島があるんですけども、そこで今から18年ぐらい前に海士町の町長が給料カットをして、全力でこの島を盛り上げていこうじゃないかと。その頃はもう高校生もほとんどいない。産業も全然ない、そういうふうな町を復興させようとしたことがあります。そのときには、それに賛同して、町長以下、全職員が、町長は50%だったんですけども、職員も含めて給料カットに臨んでくれました。それに対して町民が奮い立って、現在に至っています。これは非常に有名な話でして、あちこちの行政の視察が来ていると聞いております。

私たちも行ってきました。そういう意味で言うと、なんかパフォーマンスにとられる傾向があるんですけども、そうではなくて、我々はこれからこの難儀なコロナに立ち向かう意思表示として、しかも町長を筆頭に全員が立ち向かうんだという姿勢でこれを決断された。部長、全員が賛同してくれたと聞いております。この姿勢には非常に感謝申し上げますし、敬意も申し上げたいと思います。

以上で賛成の討論を終わります。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、12番、議案第43号、有田川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど、3番議員の反対討論と同じく、同様の思いでございます。この条例改正案は目下、コロナ禍で地域経済や住民の生活基盤が弱まっている現状を踏まえ、コロナ対策費用の一部として、部長級の給与の一部を充当し、その財源に充てることとされており、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの3か月間に限り、給与の10%を減じる条例の改正であります。さきの全員協議会において、その趣旨について説明を受けたところでありまして、部長級の職員全員の自発的な提言のもと、条例改正案が本定例会に上程された経緯であるとのことであります。

町職員は地域住民が安心、安全に日々の暮らしを営むため、きめ細やかな施策を講じ、日夜奮闘されている町民全体の奉仕者であることは申すまでもありません。とりわけ、今般のコロナ禍におきましては、国の緊急経済対策や、民間事業者の御厚意などの様々な支援策にいち早く対応すべく、迅速な対応に努められ、改めて心から敬意を表す次第でございます。これまでの粉骨砕身の業務姿勢は町民にとりまして、誠に心強く、また高く評価されることだと私個人は考えております。

そのようなこれまでの働きを考えた上で、果たして部長級の給料まで減じる必要性があるのかということは引っかかるところでございまして、どうしても私の胸にすんと落ちないところでございます。先ほども申しましたが、今回の改正案はあくまでも部長級職員全員の自発的な、また自主的な提言だとお聞きしております。コロナ禍で財政的にも大変な、この非常時にふるさとのために少しでもその財源にという部長級皆さんの思いは非常にありがたく、私も町民の1人として誇らしくも思います。しかし、この件は議案第42号、町3役の給与減額に関する条例の改正とも深く関わっているものでございます。町長、このようにすばらしい職員を持って、非常に頼もしい限りですね。けど、私は君たちに余りある熱い思いはさせられんと、町長は言うべきではないかなと私は思います。今、コロナ対策に活用しようと幅広く皆さんから支援を募る基金も創設しております。条例で縛るようなことをしなくても、そのようなふるさとのために幾ばくかを貢献したいという、その熱い思いを示すこともできる方策もほかにあるわけでございます。

また、第2波、第3波のコロナ感染の可能性も否定できない中で、将来的な感染拡大収束の完全が見通せないことを考えると、このたびの条例改正を可決するという前例は後々への懸念、職員全体へも波及していかないだろうかと心配するところでございます。

この件につきましては、既に広くマスコミ等にプレス発表され、反対の意向を示すことはいささか心苦しいところではありますけれども、以上、町職員にかような負担

を負わせることに異論があることから、したがって議案第43号、有田川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定案につきまして、反対する立場からの討論とさせていただきます、議員皆様の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、反対討論を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第43号について、私は賛成の立場から討論させていただきます。この3か月給与カットについてであります、今の新型コロナウイルスで景気が大変悪くなった中での、町民の生活を考えますと、少しでも生活支援に回せる財源の確保という観点、また部長であっても労働者で、生活を支えるという立場にもありますけれども、このことを受けて議会運営委員会ではカットを取り下げたらどうかということも提案いたしました、しかし各部長からは申出を固辞されました。それで賛同するものであります。

ただし、多元論を用いれば、こういう論議でいいのかどうかということがあります。私は考えなければならないのは、今、不要不急の予算措置や、例えばオーストラリア研修の約1,000万円など、今の情勢の中で予算化するのがいいのかどうかなどを含めて、今年度予算全体を洗い出して、コロナ対策に回せる財源はまだまだ出てくる可能性が高いというのも申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（森谷信哉）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第44号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、議案第44号、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第45号……………

○議長（森谷信哉）

日程第9、議案第45号、金屋町立小学校施設整備資金基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第10 議案第46号……………

○議長（森谷信哉）

日程第10、議案第46号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第11 議案第47号……………

○議長（森谷信哉）

日程第11、議案第47号、令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（建築）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第47号について質疑をさせていただきます。何点かあるんですが、まず第一に、後ほど出てくる議案とも兼ねてですね、この3つで6億3,178万5,000円となります。全体の本工事関連予算、設計委託料なども含めた予算額は10億9,230万円がいいのでしょうか。全体の関連工事額は幾らになりますか。この点、まずよろしくお願ひします。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

それでは、増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。この3つの関連工事の予算額は総額で10億9,463万円、関連工事費といたしまして、防災倉庫の建築費用7,228万円を予算計上しております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

あと、続けて、皆、一緒に行きます。2つ目に消費税額がこの3つの請負契約で9,

930万円という見込みですが、全体で消費税の試算額は幾らになりますか。2つ目に、これの財源内訳を説明してください。

次に、長寿命化とありますけれども、具体的に何年使える見込みなのか、その根拠はどうでしょうか。

もう1つは、南海・東南海地震への対策はどうなっていますか。

最後に、業務が通常通り開始できるのはいつでしょうか。また、工事期間中、住民の皆さんに不便を来さないようにしているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

それでは、お答えさせていただきます。まず、1つ目の、消費税額ですが、全体として1億608万円となります。財源内訳につきましては、合併特例債が4億5,000万円、緊急防災減災事業債が1億2,200万円、公共施設整備基金が5億9,471万円、合計事業費が11億6,691万円でございます。

具体的に何年使えるかという御質問でございますが、この建物自体の耐用年数は50年となっておりますので、あと24年間は使用可能かと考えております。

次に、南海・東南海地震への対策はどうかということでございますが、この建物自体は耐震基準をクリアしておりますので、今回の改修については耐震工事は含まれておりません。今のままで耐震はクリアできるということでございます。

あと、業務が通常通り開始できるのはいつですかということでございますが、まず事務室におきましては、令和3年1月末に通常の態勢に戻る予定、全ての事務室が態勢に戻る予定となっております。あと、周辺の外構まで含めると、令和3年5月末に全ての工事が完了する予定となっております。

あと、工事期間中につきましては、もちろん町民の皆様への広報に努めるとともに、案内板の設置や安全対策など、できる限り御不便をかけないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第12 議案第48号……………

○議長（森谷信哉）

日程第12、議案第48号、令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（電気設備）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第13 議案第49号……………

○議長（森谷信哉）

日程第13、議案第49号、令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（機械設備）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第14 議案第50号……………

○議長（森谷信哉）

日程第14、議案第50号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員会委員長（谷畑 進）

報告します。去る6月9日、議会初日、当委員会に付託された議案第50号の有田川町道路線の認定に関する議案について、産業建設住民常任委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は6月10日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、路線の概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。本路線は徳田地内において、平成3年度から平成5年度にかけて開設された徳田農道であり、幅員は4メートルから11.2メートル、利便性の向上や今後の地域の発展が見込めること、地元区からの申請案であることなどから、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

以上で委員長報告は終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時36分

再開 11時21分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開します。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ただいま、3番、椿原竜二君から動議が出ましたけども、賛同される議員はいらっしゃいますか。

9番、林宣男君。

動議の理由は、3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

議長の許可を頂きました。動議が成立されましたので、提案をさせていただきます。中島議員に対する辞職勧告決議案、上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により提出いたします。

提案理由といたしまして、私たち議員は町民の厳粛なる付託を受けた代表であり、議員としての立場と職責を十分に認識し、良識を持って行動をしなければなりません。しかし、中島議員は令和元年度政務活動費の精算に際し、平成30年度購入物品の領収書を使用しようとし、事務局において年度が違うことを指摘されると、販売店に掛け合っただけで虚偽の日付の領収書を作成させ、精算に臨もうといたしました。幸いなことに議長が政務活動費第9条に規定する調査権を使って不正を暴き出したため、町長部局への提出をする前の段階で誤った行為を防ぐことができました。

この不正行為に対し、議会運営委員会を初め、全員協議会においても注意を行い、反省を促してきました。自己保身にのみ執着し、責任をほかに転嫁するなど、自責の念を著しく欠如していることは間違いありません。今回の行為は町議会及び町の名誉と権威を著しく傷つけるとともに、議員としての資質を強く疑うものであります。よって、議会の品位の尊重と権威の保持、そして議員の職責を鑑み、中島詳裕議員に対し自らの意志により議員の職を辞することを求めます。

○議長（森谷信哉）

ただいま、3番、椿原竜二君から中島詳裕議員に対する辞職勧告決議案についての動議が提出されました。この動議は有田川町議会会議規則第16条に規定する1名以上の賛成議員がありましたので、中島詳裕君に対する辞職勧告決議案についての動議に御賛成の方は起立願います。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時24分

再開 11時25分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開します。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

ただいま、中島議員に辞職を勧告するとか、辞職をするような動議をといて、椿原君は今、議運の副委員長であり、本日、この開会の前に全員協議会を開いて、それでこの話があって、本会議が終わってから、その話をしましようという形で皆、それは了解して済んでくるはずやけど、何か執行部から提案があった議案に対して、何か議論があるような発言で、全部、全協をば、今、閉会せずにしようという話が議員から出て、それで約半時間ほど休憩に入ったと、こう思うんやね。それは朝からも言わせてもうたように、この前にそういう政務活動費、月に6,000円、12か月で7万2,000円の使い道についてと、これは町民からの血税であり、代表で町長が預かっているもので、議会、議長を通じて執行部で、有田川町は前払いでいただいている。ほかの問題が起こっているところは、月に50万円、60万円の半年分で50万円でも300万円やっているような形の中で、いろいろあると。この前はそういうことが起こって、正副議長、議運の正副委員長で全協の中でいろいろ議論をしたんやけど、一遍、全員に分かってもらって、これを話をつけたいってということで、この5月のときにやったと。6月の4日か、3つの新聞へ朝日新聞、産経新聞、読売か、ぱんと同時に出て、その後の6月議会の中に、全員協議会のときに、そのときに聞かせていただいた。議長、言うたんかえと。議長、言わなんたら、この前の話って何やったんよと。政務活動費を、町民から預かっている金を、結局、未遂で両方とも弁護士に聞きにいったらこのことは。共に道義的にはおかしいけど、罪にはできないというような話やったと思うんやね。結局、正副議長と、議運の正副委員長が共に4人が取り組んでくれて、全員協議会にいたときに、これ議長一任で行くんかいと、4人取り組んで、4人がみんなの前で了解せなんたら、話が前に進まんのか、4人を代表して議長がその話をどういうふうにするか。そのときには嚴重注意でやっていきたいと思

いますっていう、それでいろいろな、それを言うて、またいろいろな議員からの意見、本人も含んで、議員からの声が上がったわけや。そやけど、最終的に取りまとまったんが、議長の全員の前で警告でっていうことで収まったと思ってた。それが新聞へ出た。それで、今日また最終議会にて、議会が始まるまで全員協議会やと。全員協議会へ行ったら、この件で議会の何もいろいろなんしているんで、本会議が済んでから、またしようかと。そのときに、その同じ議員の中でこの前、解決したんと違うんかいと。新聞へ出たって、ほや新聞へ出たんが、誰がこれ、言わなんたら新聞社も来えへないしょ。町民から言うてないと。ただ、議長の談話はないけど、事務局の談話って出てるわけ。あれらでもおかしいんと違う。その新聞へ、議会の談話やと。ほで、今日はいろいろ何しても、できるだけ個人を攻撃するようなことはいかかなものかなと。それをば、ここへ来て、本会議でするっていうことは町民に全部、公表するわけやろがよ。その中に、今の出した人も、議運の副委員長やないかい。その人がこの前から、議員で紳士協定で、正副議長、議運の正副委員長が議長一任かえと。ほで、議長が本人も悪かったと、今後、他山の石とするんと違って、議員一人一人、またこれを議会として取り組んだらええんと違うんかなと。局長もね、普通であつたら、子供がスーパーへ買物に行って、これを買ったらあかんでって、また次、握るような形を取ったんやろがよ。それをば、あかんもんはあかんと言うちゃつたらそれで終わりやし。こんなん来たよって、議長にすぐ言うちゃつたら、議長がまたすぐ済んじやるわけやし。そうと違うん。今日はでも、何の、はい、はい、はい言うて、何を暫時休憩して、その議会中に決を取らんなんようなことであつたら、最初から言うといてくれよ。今日、朝から、この本会議が始まる前に、全員協議会をしたやないか。そやろ。そのときに、時間もなんやし、執行部も待たせるので、9時半にすぐするけど、この後でって。こんな全部局長が中へ入って、正副議長や議運の正副委員長の間に入って何するやの、今日でもおかしなことばかりやししよう。書類でも。

ここで、午前中に、開会前にも言わせてもうたんよ。余り個人の名誉を傷つけるような形はいかかなものかなと。そういうことも含んで、一応、緊急動議で、動議って言うて、1名でも賛成って言うたら、それで動議は成立するけど、議案にせんなんので、先ほども説明したけど。ただ、動議って言うたら、1名でも賛成やつたら動議が成立するんやけど、今度はその議案に持っていかんなんという。文書できちっと出して、それで議長のところへ出すと。先ほどでも、各委員長が何したときにやつたら、読んで用意しちやらいしょ。それ、あるんかないんか、それだけ確認してください。

○議長（森谷信哉）

この動議は議案に関連しない独立動議でありますので、決議内容を文書にて提出願います。

暫時、休憩させていただきます。

~~~~~

休憩 11時35分

再開 11時47分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開します。

3番、椿原竜二議員から、中島詳裕議員の辞職勧告決議の動議が提出されました。

本動議を日程に追加し、追加日程第3として、会議録署名議員の追加指名を追加日程第4として、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。会議録署名議員さんの変更です。

〔起立多数〕

○議長（森谷信哉）

起立多数であります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時50分

再開 11時52分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開します。

ちょっと不備がありました。申し訳ありません。

本動議を日程に追加し、追加日程第3として、会議録署名議員の追加指名を追加日程第4として、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（森谷信哉）

7名、起立多数であります。

暫時、休憩します。

~~~~~

休憩 11時53分

再開 11時54分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開します。

起立同数であります。よって、今回の件は、先ほども言いましたように、16番、亀井議員の言うとおりの、人権に関わる問題となってきますので、僕の場合は議長の判断としては、今回、不問という形で、その代わりに後からの全員協議会の中でちゃんともんでもらって、しっかり賛成の人の意見もちゃんと聞いて、開かれた議会にして

いきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

[「同数やさかいに、議長としたら否決やったら否決って言うてくれたら通るん」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

議長のほうで否決とさせていただきます。

[「否決やな」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

はい、否決で。

よって、中島詳裕議員に対する辞職勧告決議案についての動議は日程に追加せず、議題としないことに決定しました。

暫時、休憩します。

~~~~~

休憩 11時55分

再開 11時56分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開します。

……………日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしく願いいたします。

……………日程第16 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第16、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました、常任委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしくお願いいたします。

……………日程第17 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第17、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第18 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第18、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 11時57分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            森    谷    信    哉

4 番 議 員            中    島    詳    裕

12 番 議 員            岡            省    吾